



災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定を締結

～愛媛県管工事協同組合連合会～



調印式



調印式

愛媛県管工事協同組合連合会の櫻井健吾会長は、去る、11月7日(月)愛媛県公営企業管理局東大会議室（県庁第二別館2階）において、地震や津波等により発生した大規模災害等で工業用水道施設が被災した場合の応急復旧業務を迅速かつ円滑に行うことを目的に、俊野健治愛媛県公営企業管理者と「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定」を締結した。

県公営企業管理局では松山・松前、今治、西条の3地区の企業に工業用水を供給しており、基本協定では、災害で管路の漏水及び破損等が発生した場合、連合会は県公営企業管理局の協力要請を受けて被災地区支部の組合員の中から対応できる者を選定して、応急復旧業務に当たらせる。被災地区の支部で対応できなけ

れば広域調整を行う内容。

この基本協定に基づき、松山支部（松山市管工事業協同組合理事長宮本正一郎）及び東温支部（東温市管工事業協同組合代表理事渡部賢治）並びに砥部支部（砥部町管工事業協同組合代表理事塩見公子）は、立花清司愛媛県松山発電工水管理事務所長と松山・松前地区工業用水道施設の応急復旧業務について、今治支部（今治市管工事業協同組合代表理事越智道人）及び越智諸島支部（越智諸島管工事業協同組合代表理事藤田 毅）は、高須賀光治愛媛県今治地区工業用水道管理事務所長と今治地区工業用水道施設の応急復旧業務について、新居浜支部（新居浜市管工事業協同組合理事長石水浩臣）及び西条支部（西条市管工事業協同組合理事長加藤弘道）並びに東予周桑支部

(東予・周桑管工事業協同組合代表理事 藤岡直哉)は、河野公男愛媛県西条地区工業用水道管理事務所長と西条地区工業用水道施設の応急復旧について、それぞれ「災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する覚書」を締結した。

豊野健治公営企業管理者は、「豊富な

施工経験を有する連合会の支援を得ることで、被災した工業用水道施設の迅速な応急復旧体制が強化できる」と期待を寄せ、連合会の櫻井健吾会長は「工業用水道施設を守れという指示をいただいた。匠の集団として、組織体制のさらなる強化に努めたい」と挨拶した。

災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定

愛媛県公営企業管理局（以下「甲」という。）と愛媛県管工事協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、地震、津波等により発生した大規模災害等（以下「災害等」という。）における工業用水道施設の応急復旧業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が運営する工業用水道において、災害等による管路の漏水及び破損等（以下「管路の破損等」という。）が発生した場合の応急復旧業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定める。

（応急復旧業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急復旧業務等は、次のとおりとする。

- (1) 管路の破損等に対する応急復旧作業
- (2) その他作業に付随するもの

（応急復旧業務の実施等）

第3条 甲が災害等による管路の破損等を確認し、応急復旧業務が必要であると判断した場合、乙に対して協力要請を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から協力要請を受けたときは、被災地区の支部に対して通知するものとする。
- 3 被災地区の支部において当該業務が実施できない場合は、乙は、速やかに広

域調整を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応急復旧業務に要した経費については、甲が負担するものとする。

(体制整備)

第5条 甲及び乙は、応急復旧業務に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検及び改善に努めるものとする。

2 この協定の応急復旧業務に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県公営企業管理局発電工水課、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会事務局とする。

(有効期限)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(覚書)

第7条 この協定の実施にあたり、必要に応じて甲の事業所と乙の支部で覚書を交わすことができるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月7日

甲 愛媛県公営企業管理者

俊野 健治

乙 愛媛県管工事協同組合連合会

会長 櫻井 健吾